

## 監査委員告示第6号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

平成30年6月4日

木津川市監査委員 西 井 正

木津川市監査委員 島 野 均

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

### 記

1 監査執行年月日 平成30年5月1日（火）

2 監査対象部局及び監査の対象

議会事務局

(1) 議会運営事業費について

(2) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】『各課共通課題』

上下水道部

【水道業務課】

(1) 簡易水道事業統合により水道事業会計へ引き継がれた債権、債務、資産等の現状について（平成30年3月末）

(2) 経営の効率化、経費削減への取組状況について（平成30年3月末現在）

(3) URからの開発分担金の収納状況について（平成30年3月末現在）

(4) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】『各課共通課題』

【水道工務課】

(1) 水道施設の更新状況並びに今後の整備計画について

(2) 平成29年度工事請負等発注状況について【調査票5】

（平成30年3月末現在）

(3) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】『各課共通課題』

## 【下水道課】

- (1) 基準外繰入の現状並びに下水道事業会計の経営健全化への取組状況について（平成30年3月末現在）
- (2) 平成29年度工事請負等の発注状況について  
（平成30年3月末現在）
- (3) 税外債権に係る滞納対策状況について（平成30年3月末現在）
- (4) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】『各課共通課題』

## 3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

## 4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

## 【議会事務局】

政務活動費は議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費として会派又は議員に交付されるものであるが、全国的に政務活動費の不適正な使用や不透明さが暫し問題となっている。

本市では、政務活動費の交付に関する条例及び規則を定めているほか、使途の適正性を確保するため、より詳細な項目を定めた運用指針を平成20年度に策定しており、各議員はこれに従い適切に執行されていることが認められる。

上述したとおり、全国的に政務活動費は住民の注目度が高い支出費目であることから、今後においても適正な執行と透明性の確保に努められたい。

次に議会図書室についてであるが、同図書室は地方自治法第100条第19項の規定により、議員の調査研究に資するために附置が義務付けられた図書室である。

本市においても附置されているが、インターネットの普及により議員が活用する頻度は必ずしも高い状況にない。

一方で、同図書室に書架される図書は、毎年、定額の予算の範囲内で購入されている。

これらを鑑みれば、同図書室が十分機能しているとは言い難いため、書架図書の選別や書架リストの作成など、図書室の利用促進に努められたい。

## 【水道業務課】

経営の効率化と経費削減の取り組みとして、これまでの水道使用料の口座振替に加え、クレジットカード収納の開始、さらに平成30年度からはスマートフォン収納を開始するなど水道使用料の徴収方法の多様化を進めているほか、未納者対策の強化を実施している。

また、毎月各戸に実施している水道メーター検針を隔月（2箇月に一度）への変更や窓口業務の民営化の検討を進めており、収納率の向上と業務改善に取り組んでいることは高く評価できるものである。

今後も業務の効率化と経費削減に努め、安定した水道事業経営となるよう期待するものである。

## 【水道工務課】

昭和40年から50年代にかけて布設された石綿セメント管が老朽化し、近年漏水が多発し、市民生活に影響を及ぼしたことから、石綿セメント管路更新計画を策定し、平成28年度から5箇年をかけて計画的に布設替工事が行われている。

ところで、水道工事については以前より、工期末が年度末に集中し、十分な検査が行えていないことが懸念されることから、工事発注の平準化について言及していたところである。

この点について今般の監査で再確認したところ、平成29年度の工事においては、工事発注が平準化されており、集中した検査日もなく、適正な検査が実施されていたことは評価できる。

水道サービスは市民生活や都市活動に欠かせないライフラインの一つであるため、今後においても計画的な老朽管の布設替と発注工事に係る厳格な検査に努められたい。

## 【下水道課】

本市の下水道使用料の徴収は、水道使用料と合わせて行われているところであるが、他の地方公共団体において、多額の下水道使用料が徴収されていない事例があった。

下水道使用料の徴収漏れが発生しないよう、関係課と緊密に連携して徴収事務にあたられるとともに平成29年度より独立採算を原則とする公営企業会計に移行したことを踏まえ、下水道事業経営の健全化にも努められたい。